

協議事項 2.

自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送））の更新登録について

1. 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送））とは？

市町村内の交通空白地において、地域住民の必要な輸送がバスやタクシー事業によって提供されない場合に、市町村が自家用車を用いて有償で運送できる制度

※ 市外からの来訪者についても、当該地域の交通が著しく不便又はその他必要な事業があると市町村長が認める場合は運送可能

2. 更新登録申請の流れ

前回更新による有効期間（R2.10.1～R5.9.30）が令和5年9月30日をもって期間満了となるため、更新登録申請を行う。

- ① 飛騨市公共交通会議での合意
- ② 市から中部運輸局岐阜運輸支局へ更新登録の申請
- ③ 登録完了後、引き続き運行を継続

3. 飛騨市公共交通会議での協議事項（合意する内容）

- ① 飛騨市での市町村運営有償運送の必要性

現在、飛騨市内の公共交通網は、以下の路線で形成されている。

- (1) 4町間を結ぶ幹線
- (2) 4町内を運行する地域路線
- (3) 市街地内の主要施設間を連絡する市街地線
- (4) 山間部などの小規模なニーズに対応する小規模送迎

飛騨市が市町村運営有償運送で運行している路線は、上記(2)、(3)、(4)であり、地域住民が、通院、通学、買物など、日常生活を送るうえで必要な移動を担っている。

【各路線の必要性】

畦畑線	畦畑地域、平岩地域には路線バスの運行はなく、町中までの移動手段として必要である。
太江線	太江地域には路線バスの運行はなく、町中までの移動手段として、必要である。
桃源郷線	寺地、笹ヶ洞、信包、黒内、谷、下野、中野、上野などの地域には、路線バスの運行はなく、町中までの移動手段として、必要である。
稲越線 月ヶ瀬線	河合町地内には路線バスの運行はなく、河合町中心地やJRとの接続までの移動手段として必要である。
宮川線	宮川町地内には路線バスの運行はなく、宮川町中心地やJRとの接続までの移動手段として必要である。
かみおか循環線 (愛称：かみおかぐるりんバス)	神岡町中心部は標高差が大きく、かつ、幅員の狭い道路が多いため、市街地内にあっても日常の外出に支障があることから、市街地の主要施設への移動手段として必要である。
河合宮川乗合タクシー	河合町及び宮川町を運行する路線バスでは運行できない場所での移動を補完するもの、及びバス停までの移動が困難な高齢者等の生活に必要な移動を担うものとして必要である。
稲越乗合タクシー	桃源郷線及び稲越線では運行できない場所及び時間帯での移動を補完するもの、及びバス停までの移動が困難な高齢者等の生活に必要な移動を担うものとして必要である。

令和 5 年 月 日

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿

名 称 飛驒市
 住 所 岐阜県飛驒市古川町本町 2 番 22 号
 代表者の氏名 飛驒市長 都竹 淳也

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 飛驒市
 住 所 岐阜県飛驒市古川町本町 2 番 22 号
 代表者の氏名 飛驒市長 都竹 淳也

2. 登録番号

中岐市交第 11 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）・市町村福祉輸送の別）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1. 畦畑線	古川中学校	古川小学校、古川駅、平岩研修センター、上組作業場前、(株)喜多村	飛驒古川駅	10.5km
2. 太江線	飛驒古川駅	吉城高校口、杉崎	太江上野中	9.5km
		古川町地内		—
3. 稲越線	角川駅	ゆうわーくはうす・河合診療所、農協前、大谷口	山王	14.5km
		河合町地内		—

4. 桃源郷線	吉城高校口	古川駅、古川中学校、古川西小学校、寺村	山王	22.5km
	古川町地内			—
5. 月ヶ瀬線	古川中学校	角川駅、農協前、ゆうわーくはうす・河合診療所	月ヶ瀬	22.3km
	古川町地内及び河合町地内			—
6. 宮川線	古川中学校	若田前、角川駅、宮川振興事務所・坂上駅、宮川小学校、打保駅前	小豆沢	28.1km
	古川町地内			—
7. かみおか循環線 (かみおかぐるりんバス)	神岡振興事務所	奥飛驒温泉口、濃飛バス神岡営業所、割石温泉、	神岡振興事務所	21.7km
8. 河合・宮川乗合タクシー	河合町地内及び宮川町地内			—
9. 稲越乗合タクシー	河合町地内及び古川町地内			—

(2) 運送の区域

区 域	備 考
飛驒市内	河合・宮川乗合タクシーについては河合町地内及び宮川町地内 稲越乗合タクシーについては河合町地内及び古川町地内

5. 事務所の名称及び位置

(1) 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
飛驒市役所	岐阜県飛驒市古川町本町2番22号
飛驒市河合振興事務所	岐阜県飛驒市河合町角川223番地1
飛驒市宮川振興事務所	岐阜県飛驒市宮川町林50番地1
飛驒市神岡振興事務所	岐阜県飛驒市神岡町東町378番地

(2) 事務所ごとに対応する路線

事務所の名称	位 置
飛驒市役所	畦畑線、太江線、桃源郷線、稲越乗合タクシー
飛驒市河合振興事務所	稲越線、月ヶ瀬線、河合・宮川乗合タクシー
飛驒市宮川振興事務所	宮川線、河合・宮川乗合タクシー
飛驒市神岡振興事務所	かみおか循環乗合タクシー

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		交通空白輸送		
		バス	普通自動車 (軽)	合計
飛驒市役所	所有	6	1 ()	7
	持込	1	1 ()	2
	合計	7	2 ()	9

事務所の名称		交通空白輸送		
		バス	普通自動車 (軽)	合計
河合振興 事務所	所有	4	3 ()	7
	持込		()	
	合計	4	3 ()	7

事務所の名称		交通空白輸送		
		バス	普通自動車 (軽)	合計
宮川振興 事務所	所有	4	2 ()	6
	持込		()	
	合計	4	2 ()	6

事務所の名称		交通空白輸送		
		バス	普通自動車 (軽)	合計
飛驒市役所	所有		3 ()	3
	持込		()	
	合計		3 ()	3

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	飛驒市に在住する住民及びその親族、その他飛驒市に日常の用務を有する者、飛驒市への来訪者等
福祉輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

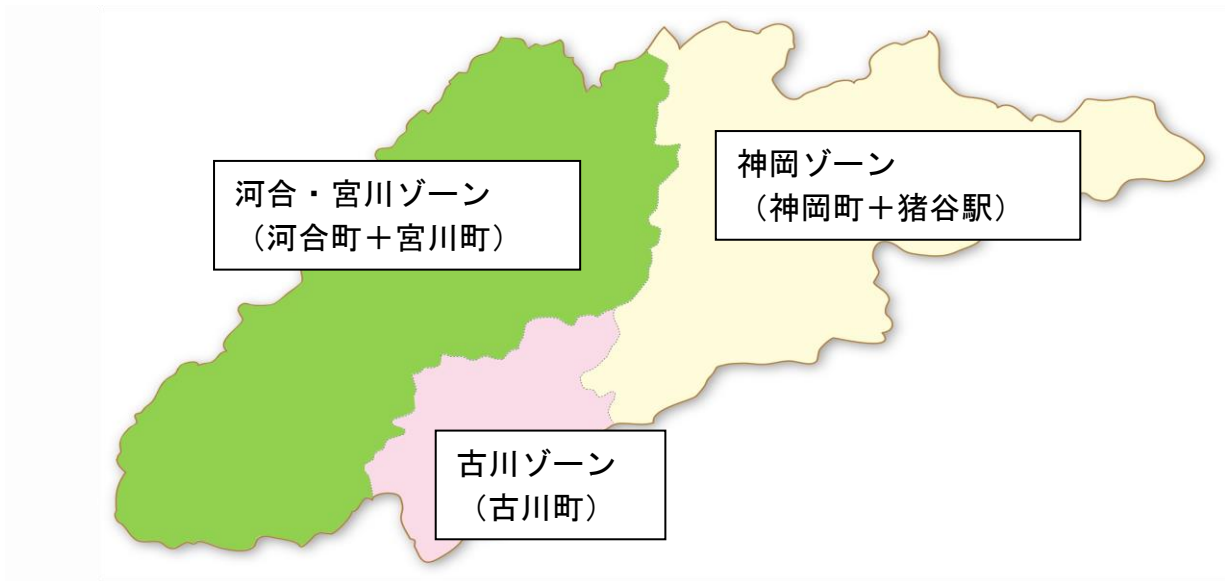
ゾーン内の移動 200 円、ゾーンをまたぐ場合 300 円

ゾーンの区域については別紙のとおり

9. 添付書類 (協議資料では省略)

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議 (又は協議会) において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿 (市町村福祉輸送を行う場合に限る。)
- (9) 登録証

各ゾーンの区域



令和 5 年 月 日

岐阜運輸支局長 殿

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり飛騨市公共交通会議を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
2. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村
（名 称） 飛騨市公共交通会議
（対象市町村） 飛騨市
3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日
令和 5 年 8 月 30 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名 称：飛騨市
住 所：岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 22 号
代表者：飛騨市長 都竹 淳也
5. 合意の内容
（1）路線又は運送の区域
別紙のとおり
6. その他特記事項
別紙のとおり

令和 5 年 月 日

飛騨公共交通会議 会長 飛騨市長 都竹 淳也 印

運送の主体（申請者名）	飛驒市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 飛驒市役所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

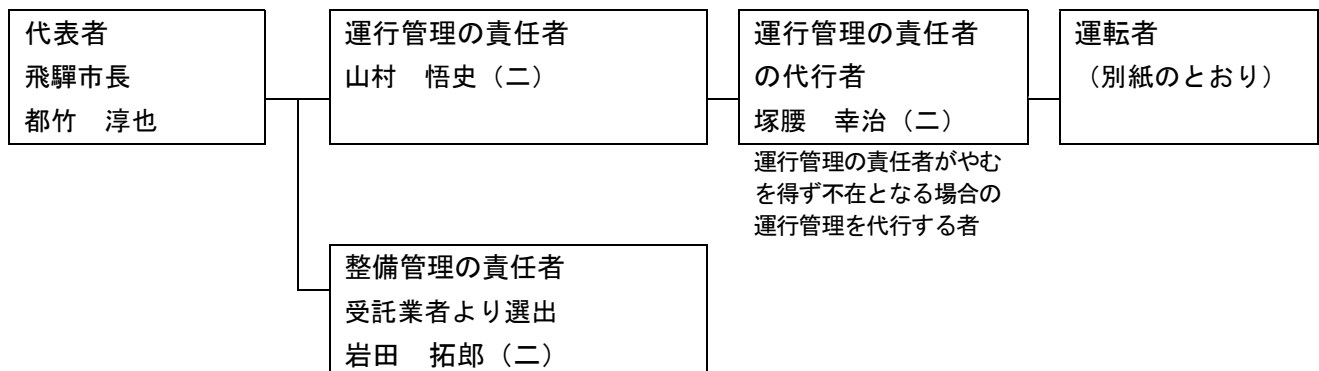
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	山村 悟史（二）	飛驒市古川町 [REDACTED]	法 23 条第 1 項 の運行管理者	○
2	塚腰 幸治（二）	飛驒市古川町 [REDACTED]	法 23 条第 1 項 の運行管理者	○
3				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

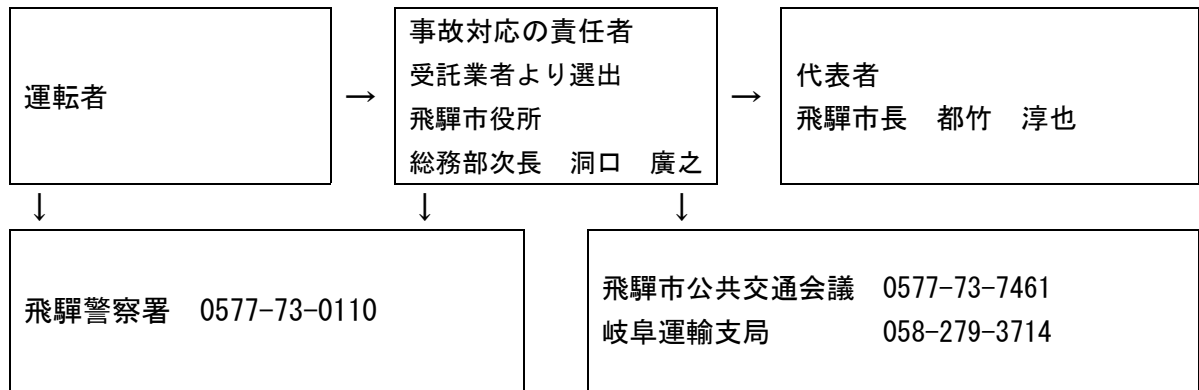
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	岩田 拓郎（二）	飛驒市河合町 [REDACTED]
2		
3		

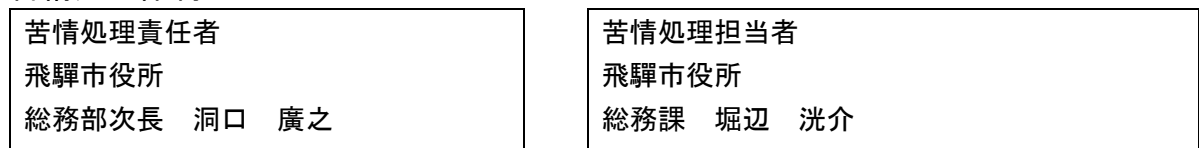
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



※（二）は、ニュー飛驒観光バス(株)所属

運送の主体（申請者名）	飛驒市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 河合振興事務所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

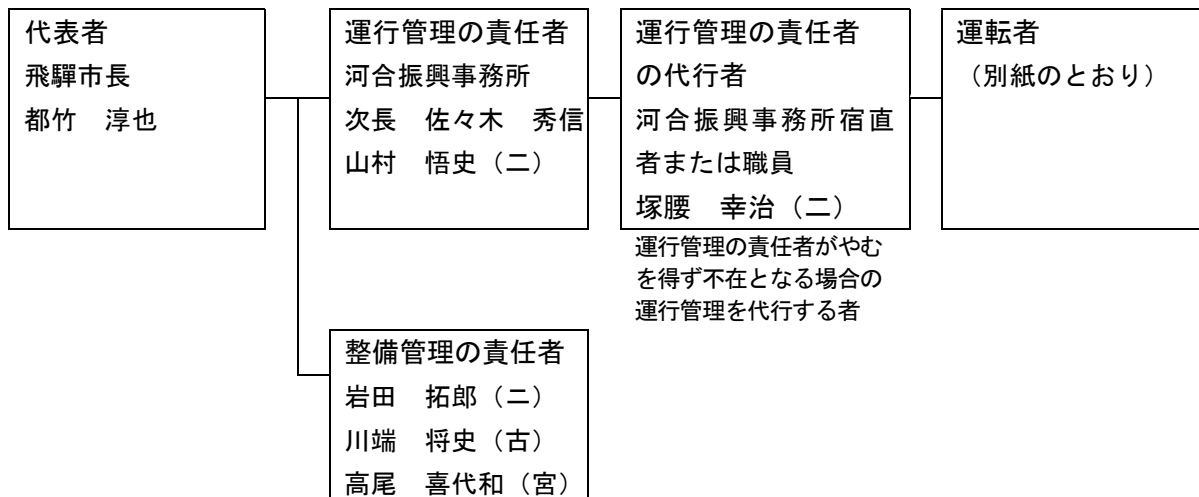
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	飛驒市河合振興事務所 次長 佐々木 秀信	飛驒市河合町角川 223 番地 1	その他	
2	山村 悟史（二）	飛驒市古川町 [REDACTED]	法 23 条第 1 項 の運行管理者	○
3	塚腰 幸治（二）	飛驒市古川町 [REDACTED]	法 23 条第 1 項 の運行管理者	○

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

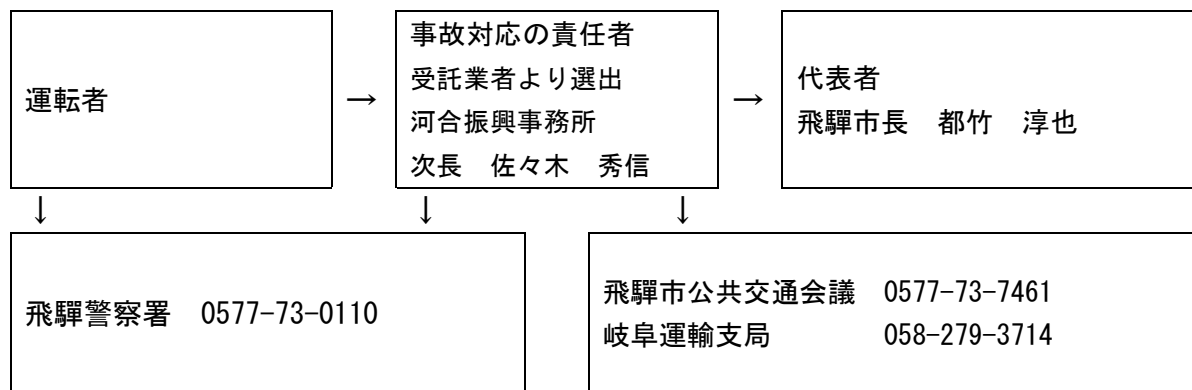
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	岩田 拓郎（二）	飛驒市河合町 [REDACTED]
2	川端 将史（古）	飛驒市古川町 [REDACTED]
3	高尾 喜代和（宮）	飛驒市古川町 [REDACTED]

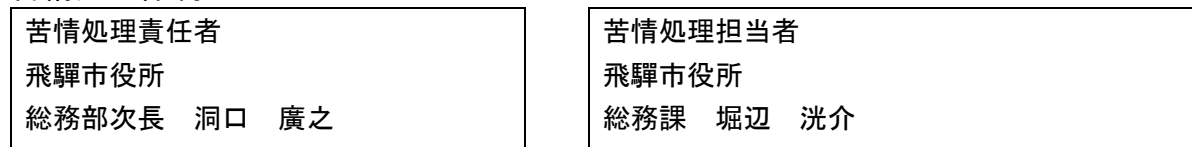
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



- ※ (二) は、ニュー飛驒観光バス(株)所属
(古) は、古川タクシー(株)所属
(宮) は、宮川タクシー(株)所属

運送の主体（申請者名）	飛驒市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 宮川振興事務所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

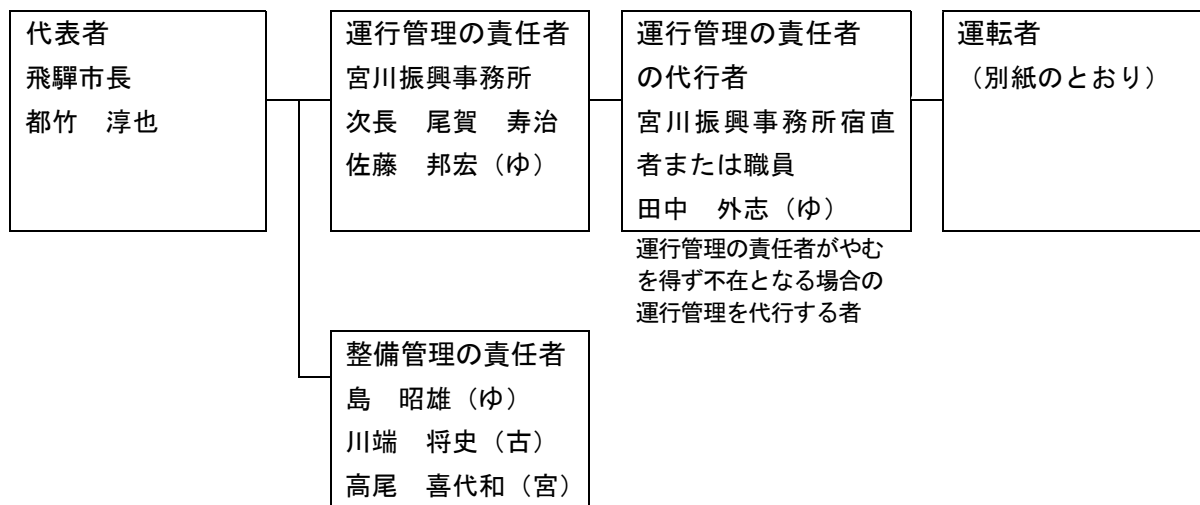
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	飛驒市宮川振興事務所 次長 尾賀 寿治	飛驒市宮川町林 50 番地 1	その他	
2	佐藤 邦宏 (ゆ)	飛驒市宮川町 [REDACTED]	その他	○

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

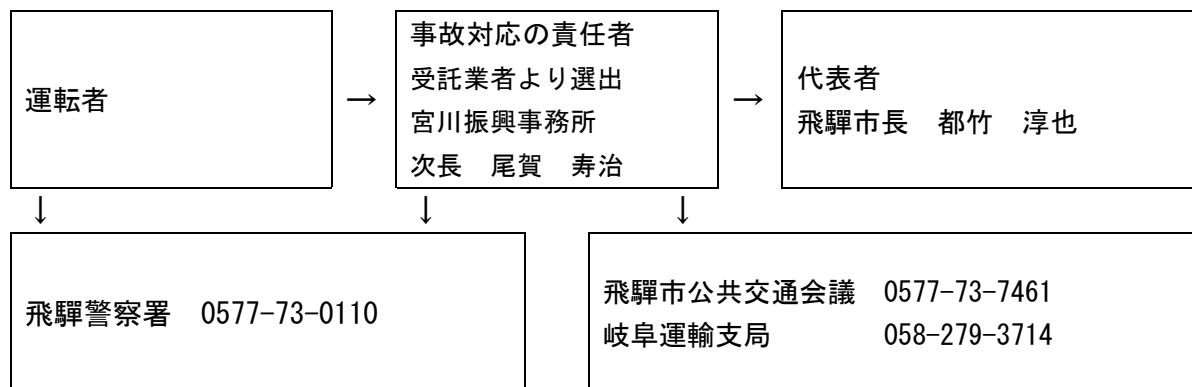
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	島 昭雄 (ゆ)	飛驒市古川町 [REDACTED]
2	川端 将史 (古)	飛驒市古川町 [REDACTED]
3	高尾 喜代和 (宮)	飛驒市古川町 [REDACTED]

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者
飛驒市役所
総務部次長 洞口 廣之

苦情処理担当者
飛驒市役所
総務課 堀辺 洸介

- ※ (ゆ) は、(株)飛驒ゆい所属
(古) は、古川タクシー(株)所属
(宮) は、宮川タクシー(株)所属

運送の主体（申請者名）	飛驒市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 神岡振興事務所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

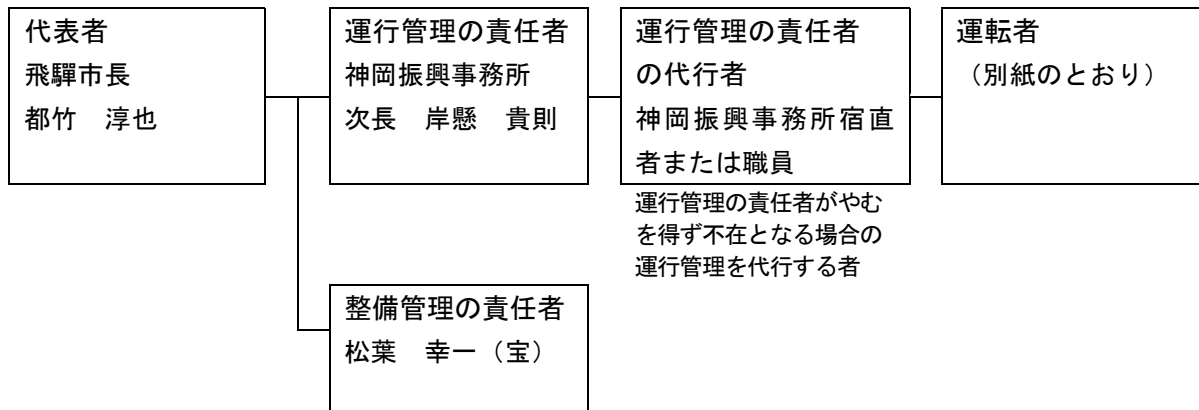
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	飛驒市神岡振興事務所 次長 岸懸 貴則	飛驒市神岡町東町 378 番地	その他	
2				
3				

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

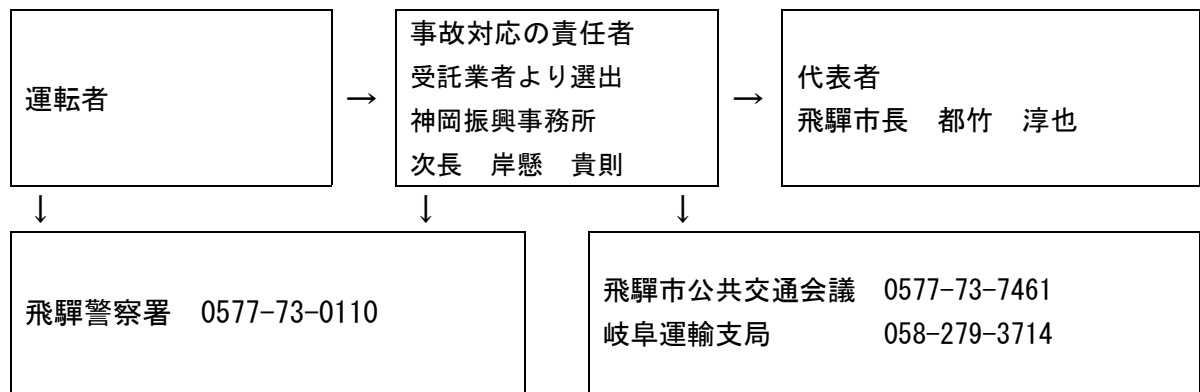
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	松葉 幸一（宝）	飛驒市神岡町 [REDACTED]
2		
3		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者
飛驒市役所
総務部次長 洞口 廣之

苦情処理担当者
飛驒市役所
総務課 堀辺 洸介

※ (宝) は、(株)宝タクシー所属